

令和5年大崎上島町議会（第2回）定例会会議録（第1号）

1 令和5年6月6日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	谷川正芳	教育長	恵良隆久
総務課長	山本秀樹	企画課長	川本亮之
税務課長	平道龍二	住民課長	柿本賢士
会計課長	亀井成美	福祉課長	川野義彦
保健衛生課長	竹下良二	地域経営課長	坂田 誠
建設課長	藤原通伸	下水道課長	下川 昇
教育課長	有田芳徳		

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1	会議録署名議員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	町長の所信表明について
第 4	諸般の報告について
第 5	議案第35号 大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについて
第 6	議案第36号 大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 第 7 議案第 37 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 選挙第 1 号 大崎上島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第 9 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書（令和 4 年度大崎上島町一般会計）について
- 第 10 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書（令和 4 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計）について
- 第 11 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書（令和 4 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計）について
- 第 12 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書（令和 4 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計）について
- 第 13 承認第 1 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 14 承認第 2 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 15 承認第 3 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 16 承認第 4 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 17 議案第 38 号 大崎上島町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 39 号 字の区域の変更について
- 第 19 議案第 40 号 字の区域の変更について
- 第 20 議案第 41 号 令和 5 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 21 議案第 42 号 工事請負契約の変更について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開会

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 2 回大崎上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において閑田大祐議員、森若 厳議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は8日間に決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、町長の所信表明について。

谷川正芳町長より所信表明の申出がありましたので、これを許可します。

谷川町長、演台にお進みください。

○町長（谷川正芳君） 所信表明の機会を与您にいただき、ありがとうございます。

議員の皆様ご存じのとおり、去る4月23日に執行されました町長選挙において当選させていただき、これから4年、町政を担わせていただくことになりました。町民にとって安心・安全な暮らしを支えるために全力を尽くす決意でございます。

ここ数年を振り返りますに、特に新型コロナウイルスによるパンデミック危機においては、これまで当たり前であった日常生活がいわゆる行動制限により人が自由に行き交うことがままならないなど、誰もが常に生命の危険にさらされ、精神的に追い込まれるなど厳しい状況にありました。いまだ個人レベルでは警戒は続いております。

また、地球温暖化による気候変動危機、未曾有の自然災害にさらされ、過去の常識を超えた想定外の被害が繰り返されるなど、地球規模の根源的危機を感じざるを得ない状況にあります。

数百年に一度のコロナ禍や未曾有の異常気象を世界中の全人類が同時に経験することで、誰もがこれまでの産業革命以来、人類が享受してきた近代文明の在り方そのものが問われていると気づいてきているのではないのでしょうか。殊さら大げさに言うわけではなく、今こそ全ての人々がこれまでの生き方や暮らし方を真剣に考え直すべき人類変革の世紀を迎えていると考えております。

今回の町長選においては、町民と対話する機会を得ました。町民の中には、このままでよいと言う人は少なかったと実感しております。

町村合併で大崎上島町が誕生してはや20年、節目を迎えました。合併当時1万人を切ったと騒がれていた人口は、この町長選挙前7,000人を切ってしまいました。この20年で約3,000人の人口減少でございます。さらに、人口のほぼ過半数は65歳以上

の高齢者が占めております。私自身も55歳にしてこの島にUターンしてはや10年、この年末には高齢者の仲間入りをいたします。

待ったなしです。この島は他地域に先駆けて少子・高齢化が進み、大変厳しい状況にあると全ての町民が危機感という共通認識を持つことが大切です。具体的には、後期高齢者の割合が高まる中、一人暮らしを余儀なくされた方に十分な介護・生活支援が行き届いていないこと、入院施設がなくなるなど医療体制が弱体化しつつあること、家庭の跡継ぎが不在で空き家が激増し、集落維持そのものが困難となる地域が生じていること、あらゆる分野で後継者不足となり、農業の耕作放棄地が増えるとともに事業所や店舗等も減少し、地域活力が減退しつつあること、子供を産み育てる環境と子供の成長に見合った教育・文化環境が不足していること、希望に添った仕事が見つからず若者が島に残らないことなど、多くの課題を抱えています。

全国見渡しても、この離島、過疎地域における課題を解消するための特効薬は見つかっていません。それぞれの地域に見合った処方箋を導き出すには、自分が住んでいる地域に対する危機意識を誰もが胸に刻み、町行政と全ての町民が力を合わせ、根気よく一つ一つ答えを求め続ける地道な取組が求められています。

このため、選挙公約にて5つの誓いを立てました。1つ、子供は島の宝、家庭に希望を、2つ、若者は島の光、仕事に夢を、3つ、女性は島の泉、元気を表舞台へ、4つ、ご年配は島の誇り、最期まで生きる安心を、5つ、産業は島の財（たから）、地域に豊かさを。

現在の大崎上島町長期総合計画は残すところあと2年という更新時期にあります。今年度には計画期間中の実績を検証し、2年がかりで長期総合計画を策定すること待ったなしです。この先10年を考えるに当たり、新たな地球規模の視点を見定めるには、これから1世代先の子や孫世代のことも想定しなければなりません。このため、数十年先に向けた島の羅針盤となる新しい大崎上島未来ビジョンの構想も明確にするなど、新たな課題解決の仕組みづくりも考えてまいります。

その前提といたしましては、まず何よりも町行政と全ての町民がさらなる信頼の絆で結ばれる住民対話と情報公開の徹底が必要になります。その上で島にあるものを最大限に生かし、これまでにないものに練り上げていきたいと考えております。さらに、地球規模や長期的かつ専門的検討には、島外の国、県、関係市町に加え、産学官民の連携協力を求めてまいります。

具体的手順といたしましては、島の厳しい現状を正しく認識するため、DX技術を活用して調査、分析をデータ化し、町民の皆様に情報公開します。次に、守り残すもの、変えるもの、後世に託すもの、そういう事業区分をし、町民と協議しながら優先順位をつけてまいります。足りないものは、出身者や島に共感し縁ある人などを島外から人材誘致するとともに、離島として国の交付金制度を最大限活用します。

そして、その将来目標は、子、孫世代が誇りを持って住み続けてくれる持続可能な地域社会を目指していきたいと考えています。この考えは、選挙に当たって町民の皆様に提案したものをベースにしております。

今後は、議会の皆様ともしっかり意見交換しながら行政を推進してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） これで所信表明を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年2月から令和5年4月までの例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第35号大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第35号大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、副町長に小田 博氏を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

小田 博氏は昭和52年に大崎町職員として採用され、以降、建設課、産業課、総務課などに所属し、平成21年からは総務課長としてまちづくりのリーダーとなって職務に努められ、平成26年3月、定年により退職されました。また、退職後においても社会福祉法人の理事長に就任されるなど、社会福祉事業についても町の中心となって取り組んでまいられました。小田氏の経歴からもご理解いただけますように、財政、建設、そして福祉など、町全体の仕事に精通いたしており、性格的にも温厚で住民、職員からの信望も厚く、副町長として適任であると考えております。議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第35号大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについて採決いたします。

大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについて、これを同意することに決定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第36号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第36号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、監査委員に澤田武義氏を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

澤田武義氏は平成27年6月5日から監査委員として活躍していただいておりますが、6月4日をもって任期満了となりました。

監査委員は、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者を地方公共団体の長が議会の同意を得て選任することになっております。澤田氏は、大手企業に長年勤務され、財務管理はもとより経営管理にも

精通されており、この経験を基に監査委員としての職務に情熱を持って取り組まれ、町の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に關し的確な監査をしていただいておりますので、引き続き監査委員をお願いしたいと考えております。議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 澤田氏ですが、私も2年ほどではありますが共に監査委員をやらせていただきました。大変見識の高い方であり、適任であると思っております。

が、澤田さんご本人もかなりのご高齢でもあられます。ご本人の気力、体力が続く限り、本人のご意思がある限りはぜひ続けていただければいいと思うんですけども、澤田氏が退かれるというようなことが万が一にも、体調等のこともこれから心配になってくるお年ですので、そういったことも含めて後継になる人材という者。というのが、うちの町も、もう随分前から人材不足ということが言われております。その中で、澤田氏がもし退くことを希望する時期が来られたときに即後継を任せられる人材という者を発掘しておくべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

おっしゃるとおり、澤田氏におかれましてはご高齢ということで、そういった話もいたしました。今回の件につきましては、澤田氏におかれましてはそういったことも危惧されておりましたけども、今回もうちょっと頑張ってみるということをいただきまして、今おっしゃった後継については、当然、問題になると思いますので、そういったことも踏まえながら、次期監査委員について事務局のほうと協議しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

ご本人が望まれる限りはお願いすればいいと思うんですけども、少なくともご本人の負担にならないように。町長の所信表明にもありましたけども、次の時代をにらんだ施策を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第36号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについては、これを同意することに決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第37号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第37号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、本年9月30日に任期満了となる人権擁護委員について、柿本千代美氏を法務大臣に対し再任の推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

柿本氏は、長く公立学校職員として広く人権問題に携わり、人格識見が高く、平素より社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、中立かつ公正な立場を堅持し、社会奉仕の精神をもって地域社会に密着した人権擁護活動ができる方で、前任期間においても熱心に活動しており、引き続き候補者として推薦するものです。慎重審議の上、ご決定

くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第37号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案者を適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案者を適任とすることに決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、選挙第1号大崎上島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、上青木 至議員が指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、上青木 至議員が指名することに決定しました。

上青木議員。壇上をお願いします。

○9番（上青木 至君） それでは、指名をいたします。大崎上島町選挙管理委員会委員に佐村 優氏、松浦美保子氏、下末典和氏、西岡紀代美氏、補充員に石本ますみ氏、畝本里枝子氏、奥川修三氏、望月邦彦氏を指名いたします。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

ただいま上青木 至議員が指名しました大崎上島町選挙管理委員会委員に佐村 優氏、松浦美保子氏、下末典和氏、西岡紀代美氏、補充員に石本ますみ氏、畝本里枝子氏、奥川修三氏、望月邦彦氏を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大崎上島町選挙管理委員会委員に佐村 優氏、松浦美保子氏、下末典和氏、西岡紀代美氏、補充員に石本ますみ氏、畝本里枝子氏、奥川修三氏、望月邦彦氏は当選されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、報告第1号繰越明許費繰越計算書（令和4年度大崎上島町一般会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第1号繰越明許費繰越計算書（令和4年度大崎上島町一般会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和4年度大崎上島町一般会計予算のうち、令和5年度に繰り越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

主な内容は、総務費では集会施設整備事業で3,905万円、衛生費では上水道事業会計補助金で2,706万5,000円、農林水産業費では畑地帯総合整備事業（換地）など5事業で1,804万1,000円、商工費では商工観光施設整備事業で2,343万円、土木費では道路橋梁整備事業など12事業で3億6,761万5,000円、消防費では消防施設整備費で1,110万2,000円を令和5年度へ繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、報告第2号繰越明許費繰越計算書（令和4年度大崎上島町公共下水道事業特別会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第2号繰越明許費繰越計算書（令和4年度大崎上島町公共下水道事業特別会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和4年度大崎上島町公共下水道事業特別会計予算のうち、令和5年度に繰り越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容は、公共下水道施設建設費の執行に要する経費として1,957万円を令和5年度に繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、報告第3号繰越明許費繰越計算書（令和4年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第3号繰越明許費繰越計算書（令和4年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和4年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計予算のうち、令和5年度に繰り越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容は、処理場維持管理費の執行に要する経費として510万1,000円を令和5年度に繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、報告第4号繰越明許費繰越計算書（令和4年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第4号繰越明許費繰越計算書（令和4年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和4年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計予算のうち、令和5年度に繰り越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容は、処理場維持管理費の執行に要する経費として496万1,000円を令和5年度に繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本報告は、令和4年度大崎上島町一般会計補正予算（第10号）について、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和5年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

補正の内容は、第1表繰越明許費補正で、水道事業会計において起債対象事業、新白水配水池減圧弁工事が年度内の完成が見込めないことにより、事業費の2分の1の過疎債相当額を翌年度に繰り越すことといたしたものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本報告は、令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）について、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和5年5月10日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,992万9,000円と定めたものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰等に関する国の支援施策、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費について所要の補正を行ったものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町税条例の一部を改正し施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） それでは、大崎上島町税条例の一部を改正する条例の内容について説明いたします。

主な改正点として、個人住民税関係では、給与所得者の扶養親族等申告書の内容が前年と異動がない場合、記載事項を簡素化することができる規定の新設、令和6年度に個人住民税均等割の枠組みを用いて課税が開始される森林環境税の創設に伴う改正。

固定資産税では、一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する大規模修繕

工事を行ったマンションに対する翌年度の固定資産税について減額できる措置の新設に伴う改正、また、令和4年度末で適用期限を迎える平成30年7月豪雨等の災害関連減免についての2年間の延長。

軽自動車税では、一定の要件を満たす電動キックボード等の特定小型電動機付自転車に係る種別割の税率の税額を2,000円とする改正、燃費性能等の優れた新車の軽自動車を取得した翌年度の税率を軽減する特例措置、いわゆる種別割のグリーン化特例の適用期限の延長等の改正を行いました。

そのほか、地方税法の改正に合わせた改正、所要の規定の整備等を行っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

令和4年12月23日に決定された令和5年度税制改正大綱により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を制定する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） それでは、大崎上島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について説明いたします。

大崎上島町では、平成25年に離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された町の区域内において、省令に規定する製造業、旅館業もしくは情報サービス業に関する設備の新設または増設に係る固定資産税について、3年間免除する条例を制定しました。今回決定された令和5年度税制改正大綱では、離島振興法に基づく税制特例措置の対象地域における措置と過疎法に基づく税制特例措置の対象地区の措置が同内容であることから、適用区域の整理が行われ、離島振興法に基づく税制特例措置の対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区が除外されることとなりました。これらの制度改正により、現在課税免除等の対象となっている事業者に不利益が生じないよう過疎法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を制定する必要があったため、町が持続的発展計画において振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業に関する設備の新設または増設に係る固定資産税を対象として新たに制定し、対応したものであります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定されました。

暫時休憩をいたします。

10時より再開いたします。

午前 9時43分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第17、議案第38号大崎上島町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第38号大崎上島町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

現在、本町では乳幼児等の医療費の公費負担について、小学校入学までの県の補助制度に加え、町独自施策として高等学校卒業までとしておりますが、子育て施策のさらなる拡充を図るため、受給対象者の拡大、所得制限の廃止等、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、第3条3項に本町の区域外に住所を有する子供を養育している者を受給資格とする規定を新たに追加し、第3条の2において規定する所得制限を削り、また条例

名及び条文の「乳幼児等」を「こども」に改めるものでございます。

なお、施行期日は令和5年10月1日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 施行期日が10月1日ということなんですけども、6月の今日が6日ですね。今日議案として審議いたしまして、それから約4か月後からの施行ということなんです。これから事務手続を経てということではあるんでしょうけども、今のタイミングから申しますと、4月1日に遡及して適用するということもありなんではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

施行年月日令和5年10月としている件でございますが、こちらについてはシステム改修が必要になり、ベンダー業者と協議を重ねていましたが、どうしても令和5年10月1日でない改修が間に合わないということです。また、遡及の話もございましたが、実際に遡及することも可能ではありますが、広島県内の他市町も同じようにこの令和5年度で所得制限を廃止して行っておりますが、その市町においても令和5年10月1日に遡及せずにその適応を行っておりますので、大崎上島町においても同じような取扱いをさせていただいたところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

子育て支援というところでは、それぞれの自治体が言ってみれば競争のようなことにもなっております。他の市町に先駆けてとか他の市町よりまだよりよいものをというようなことでいろいろ様々な自治体が行っているわけなんですけども、そうした中でその施行期日のところだけが、施行期日というか適用です、に関しての部分だけ他の自治体と横並びというのがどうなのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君）　これまで大崎上島町は、子供関係の施策については県内の中でもトップクラスというふうにご負担をしておりました。15歳から18歳に対象年齢を上げたときも、昨年度議会のほうからご指摘があり、そのような追加の要件をさせていただいたところでありましたので、今回新聞情報等で県内の他市町が高校卒業までと所得制限の廃止を打ち出したところで、本来でしたら令和5年3月の定例会でこの改正条例を上程させていただく予定ではありましたが、ちょうど町長が替わられるということで、政策要件については3月定例会では上げないという方針を打ち出されましたので、この6月議会のほうで上程をさせていただきました。そのようなこともありまして、施行期日については4月に遡りますとかなりの遡りになり、事務上でも要らぬそご等も発生する可能性もあり、システム改修もまだまだ10月ということになっていますので、万全を期した状態でこの条例改正を行っていきたいということで10月1日にしたものですので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君）　ほかに質疑はありませんか。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君）　3条で本町以外の子供を養育している方に今度受給するという改正になつとるんですけど、どの程度の人を見込んでるか分かればお願いします。

○議長（信谷俊樹君）　福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君）　尾尻議員の質問にお答えいたします。

改正内容の第3条第3項に、本町の区域外に住所を有する子供を養育している者を新たに追加させていただきます。今回の条例改正をするに当たって、他市町の条例と本町の条例を見比べている中で本町の規定にないものがありましたので、今回追加をさせていただきました。

実際に対象になる方なんですが、こちらの対象になる方々を別居監護という言葉でよく呼ぶのですが、15歳未満の方は児童手当を支給されてますのでその児童手当の支給者を見ると対象者が分かります。今15歳未満の児童手当で6世帯ほど児童手当を支給しております。ただし、児童手当を支給されない15歳以上18歳未満の方は町のほうでも把握をシステム上でできませんが、前回の子育ての支給のときに1世帯支給対象者がいらっしゃいましたので、今回も改正になればその方も対象になるようになります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 叡智学園関係の保護者というのは対象にはならないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 別居監護は、親が大崎上島町内にお住まいで子供さんが就学のために他市町へ住所を移転されている場合となりますので、基本的には大崎上島町内に生まれわてる方が対象になります。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

○5番（尾尻康二君） 分かりました。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今とちょっとかぶるんですが、還付を受ける場合にですが、それは自己申告でしないといけないんですか。それとも町の方からしてくださいよという連絡が行くものでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、15歳までの方は児童手当のほうで把握をしておりますので、特に申請は必要ありません。ただし、児童手当を外れている高校生の方については、対象者の方の申請が必要になりますが、福祉課のほうも中学校までこちらにいらっしゃる方で転出された方というのは今後追うことが可能ですので、町広報紙やホームページのほうでも啓発をして、漏れのないようにさせていただこうと思っております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第38号大崎上島町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第18、議案第39号字の区域の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第39号字の区域の変更について提案説明を申し上げます。

本案は、地籍調査事業において土地を合筆するため字界を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、東野地区鮎崎地域の字鮎崎の1筆を字上立岩に変更するものです。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第39号字の区域の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり

決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第19、議案第40号字の区域の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第40号字の区域の変更について提案説明を申し上げます。

本案は、県営事業大崎東地区畑地帯総合整備事業のうち、農用地造成事業の実施に伴い、従来の地形が変更されたため、圃場整備後の区画に合わせて字界を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、大字中野の字打網の一部を字相免に、字相免の一部と字丸子の町有地一部を字打網に変更するものです。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第40号字の区域の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第20、議案第41号令和5年度大崎上島町一般会計補正予

算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第41号令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億292万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,285万4,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、FTTH幹線設備撤去に要する経費、電力、ガス、食料品等の価格高騰による家計への影響に対する国の施策、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に関する経費を追加するとともに、その他事業の執行に伴い、予算の補正が必要となった事業等について所要の補正を行うものです。

第2表繰越明許費では、公営住宅建設事業について、その事業費を翌年度に繰り越すことといたし、第3表地方債の補正では、国庫補助金の内示、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、国庫支出金を減額、町債を追加計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費では、公営住宅建設事業について、年度内の完了が見込めないことにより、3億6,569万6,000円を次年度に繰り越すことといたしております。

5ページをお願いします。

第3表地方債の補正では、当該事業の事業費の追加及び財源更正等に伴い補正を行いましたので、起債の限度額について7事業の総額で3,890万円の増額を行っております。

9ページをお願いします。

歳入予算ですが、国庫支出金では国庫補助金の民生費国庫補助金に医療扶助オンライン

資格確認導入事業の財源として137万3,000円の追加を、生活保護基準見直しに要する経費の財源として生活困窮者就労準備支援事業費等補助金31万9,000円、送迎バス安全装置設置に係る国庫補助として児童福祉費国庫補助金35万円をそれぞれ新たに計上しております。

土木費国庫補助金では、国補助金の額の内示に伴い、道路橋梁費国庫補助金に社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金、合わせて569万4,000円の増額を、住宅費国庫補助金に社会資本整備総合交付金920万7,000円の減額を計上しております。

繰入金では、基金繰入金の財政調整基金繰入金として歳入歳出予算の均衡を図るため、財政調整基金繰入金4,465万1,000円の追加を、過疎地域持続的発展基金繰入金に地域情報化推進事業の財源として2,084万5,000円の追加を計上しております。

10ページをお願いします。

町債では、町債の土木債に国補助金の内示及び事業費の追加等による事業費への町債充当に伴い、道路橋梁債に町道大久保線改良事業等6事業で320万円、住宅債に公営住宅整備事業3,570万円をそれぞれ追加計上しております。

11ページをお願いします。

歳出予算ですが、総務費では総務管理費の企画費にF T T H幹線設備撤去に要する経費として地域情報化推進事業2,084万5,000円の追加を計上しております。

次に、民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費に電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及びその事務費に要する経費として住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業等2事業で3,992万3,000円の新たな計上を、12ページをお願いします、児童福祉費の児童福祉総務費に保育所等送迎バス安全装置取付け費用に係る補助として児童福祉諸費39万円の追加を、児童措置費では、子供医療費給付の実績見込みの増による追加及び条例改正による所得制限撤廃に伴う追加に要する経費としてこども医療費給付事業428万3,000円の追加を、生活保護費の生活保護総務費では、医療扶助オンライン資格確認導入事業及び生活保護基準見直しに伴うシステム改修に要する経費として生活保護事業201万1,000円の追加を計上しております。

次に、土木費ですが、道路橋梁費では、国費内示による事業費の増額に伴い、町道草木

線改良事業 895万4,000円の追加を、その他の国費事業については、国補助金の内示に対し、町債の充当等により事業費の確保を図ることといたしましたので、道路橋梁費全体で財源更正を行っております。

13ページをお願いします。

住宅費の住宅建設費では、国費内示に伴う財源更正及び建設物価高騰による再積算に伴う工事費の追加として公営住宅建設事業 2,651万9,000円の追加を計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問をされる方はページ数、款項目節を言って質問してください。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 4ページ、2表の8、土木費なんですが、住宅費、これは入札で不調になった件のやつですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、不調になった件の補正でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） これについて委員会でもいろいろ話させてもらったと思うんですが、不調になった原因はいろいろあると思うんですけれども、まずこれ委員会の委員長の発言の中でもこんな大きな事業をするのは多分最後じゃないかという話もあり、地域、地元にお金がちゃんと回るような考え方で行ってくれということをやったと思うんですが、それにもかかわらず大手ゼネコンを入れるようなやり方をしたり、一説によると設計のほうの鉄筋の数が足りないという話もあったり、お金が全然足りないという話があたり、価格高騰の中で今実際にこの金額でもつのかもたないのかという議論もあたりしましたが、それもそのまま出とるようなんですけれども、これからの町の財政も考えた上で当然予算は決まっていくものだと思いますが、町の税金を島外に出しながらできるかどうか分からないようなのをまたさらに同じようにこうやって予算計上するのはいかなもの

かと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。どっちや。総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

入札の業者のことだと思うんですけども、先ほどおっしゃったように、過去大規模事業となっております。基準といたしますか、指名委員会のほうではある一定の額以上のものについてはJ Vで執行していくというふうなことで、前回はJ Vで進めてまいりましたが、やはり町内業者の育成も踏まえて、大規模な事業につきましてはこのぐらいの規模になると大きいところと共同いたしまして事業を執行したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） これ一般質問でも僕ちょっとかじらせてもらってる部分なんであまり詳しく質問するのもあれなんですけど、今のJ Vの部分に関してもこの委員会で当然話にもなりました。

今までの過去の事例を見ましても、J V 2者で駄目なんなら3者でもできるじゃないか、今の地元の企業育成のためにもやるべきなんじゃないか等々、当時副町長、建設課長とも話しさせてもらいましたが、できないことはないと思いますがという前置きの下、今と同じような答弁をされました。できるのであれば、地元育成のためにも地元でしっかりと予算を使って、税金も当然払ってもらって、しっかりと島内でお金を使ってもらって内需拡大にもっていくべきことだと思うのですが、また詳しくは一般質問でしっかりさせてもらおうと思いますので、その辺もう一度考えてみてやってください。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） 答弁要らん。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 11ページの総務費の総務管理費の企画費なんですけど、地域情報化推進事業の撤去費の増額ということで2,000万円計上されとんですけど、今、撤去は何%ぐらい済んだのか。それと、増額されていつぐらいに完全に撤去が終了できるか、見込みがあればお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 尾尻議員の質問にお答えをいたします。

まず、幹線の撤去に関しましては、現状ではまだゼロ%でございます。今回の予算をいただきまして承認いただきましたら、即座に契約をさせていただいて、次の質問ですが、今年度末までに完全に幹線を撤去するという計画でおります。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

ほかに質疑はありませんか。

森若議員。

○2番（森若 巖君） 13ページにあります公営住宅建設事業費、この2,651万9,000円というものは、これ柿の浦住宅に関する案件。これだけ教えてつかあさい。1点だけ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、柿の浦住宅の予算でございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第41号令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第21、議案第42号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第42号工事請負契約の変更について提案説明を申し上げます。

す。

垂水団地外壁改修工事は、令和5年3月28日定例会において議案第34号で工事請負契約の変更の議決を受け施行してまいりましたが、工事の内容変更が必要となったため、請負金額7,920万円を8,777万8,900円に増額変更したいので、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更内容は、住宅外壁のひび割れ補修、さび鉄筋の処理、モルタル浮き補修が増額したことによるものです。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森若議員。

○2番（森若 厳君） 今町長さんが言われましたけど、増額分の857万8,900円、この理由というものを担当課の課長の口のほうからはっきりお聞きしたいんですけど。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長から簡単な説明はあったと思いますが、少し詳細に説明させていただきますと、外壁補修については当初いろんな補修部分を見込んでいたわけですが、実施に当たって変わってきた部分がございます。

その部分を申しますと、まずひび割れ補修が当初144メートルであったものが179メートルに増え、それからさび鉄筋の処理についても132メートルであったものが1,168メートル見つかったもの、それからモルタル浮きについても所要358メートルであったものが898メートルと増加したもので、この増加に伴う金額の増額をこのたび上程させていただいたものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 課長、ちょっと今の説明おかしいとわしは思うよ。3月議会的时候会、はっきりと僕聞いたと思います。追加案件でこれが出てきました。その理由でどうしてかと、3か月延ばしたのかと言うたら、おたくの口からこう言われたんですよ。施工

数量は増であります、工事請負金額は変更しないとはっきり言ったんです、その口でね。今度6月になったら、その口で今度は施工数量が増になったので変更契約で工事金額を増にさせていただきたいと。これ、あまりにも私ら議員に対して失礼とは思わん。整合性があるとは全然感じられんよ。

そして、普通増になるんじゃないんだったら、常任委員会とかもろもろの席で施工数量がこのように増えましたからこのように費用が必要になったんですという、資料を出して了解を求めんが筋じゃないん。あんたこれじゃったら、わしに言わしたら業者の言いなり、業者が何ぼそれ増えました、何ぼそれお金を下さい、はい分かりましたと。そのように言われても仕方ないよ、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先ほどの質問についてですけれども、3月の定例会において工期の延長をお願いしました。そのときに議員のほうから金額の増額はないのか、おかしいじゃないかというような質問があったときに説明したのが、設計数量が増えれば増額になることは承知しております。ただし、今工事中でございまして劣化部分の数量が確定できないので、金額の決定には時間をいただきたい、次回上程させていただきますというような説明をしております。それを踏まえて、今回上程させていただいたものでございます。

○議長（信谷俊樹君） もういいんです。

森若議員。

○2番（森若 厳君） 課長、ここにはっきりとこういうおたくだけ資料があるんよ、なあ。それを変更するんじゃないんだったら、それなりの資料を添付してこうこうこうですというと言われるんが筋と思う。まあ、この問題についても一般質問でしっかりとやらさせていただきますけん。これでやめます。

はい、いいです。

○議長（信谷俊樹君） 答弁要らんです。

ほかに質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 先ほどの説明の中で、ひび割れ、クラックの補修に関して、モルタル等で補修をされたということなんですけども、ひび割れの補修については全てモルタル補修を行ったということでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

モルタルが剥げたところはモルタルで、クラック、ひび割れがあるものについては、ひび割れの大きさによりますけれどもひび割れ注入ということで施工しております。

○議長（信谷俊樹君） いいんです、閑田議員。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第42号工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり決定されました。

お諮りします。

議案等調査のため、6月7日から6月8日までの2日間休会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、6月7日から6月8日までの2日間休会することと決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

9日も9時から開会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時37分 散会